

# 上富良野町家畜自衛防疫組合のあらまし

## [設立に至る経緯]

専業多頭化が進む中、国防疫にも限界があるため、昭和46年の家畜伝染病予防法の改正（第62条の2、自主的予防措置の法制化）があり、北海道にも「家畜畜産物指導協会」が昭和47年7月に設立された。

これを契機として、各市町村毎に家畜自衛防疫組合が設立され、本町にも昭和56年4月に設立された。

## [目的]

家畜の健康保持と畜産物の衛生保全に関する経済衛生、技術指導と畜産経営家に対する自衛思想の普及及び畜産経営に起因する環境汚染の発生防止のための推進指導を図り、畜産経営家の経済安定に寄与する事を目的とする。

## [事業及び活動]

- 1 家畜の生産向上及び損害防止のための技術指導に関する事
- 2 畜産物の衛生保全のための指導に関する事
- 3 家畜衛生情報収集伝達に関する事
- 4 畜産公害防止のための指導に関する事
- 5 自衛防疫の推進に関する事
- 6 その他組合の目的達成のため必要な事項

## [役員構成]

組合長 1名 副組合長 2名 運営委員若干名 会計責任者 1名 監事 2名

## [構成農家]

養豚農家

乳牛農家

肉牛農家（肥育・繁殖）

## [主な事業計画]

- 1 特定疾病発生予防事業 各種ワクチン接種の実施
- 2 畜舎の消毒 石灰塗布専用機の貸出
- 3 肉用子牛下痢対策 初乳のストックと斡旋
- 4 各種情報の提供
- 5 上川家畜保健衛生所の協力による巡回指導、関係機関による衛生推進会議等の開催
- 6 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査
- 7 その他家畜の衛生に関する事